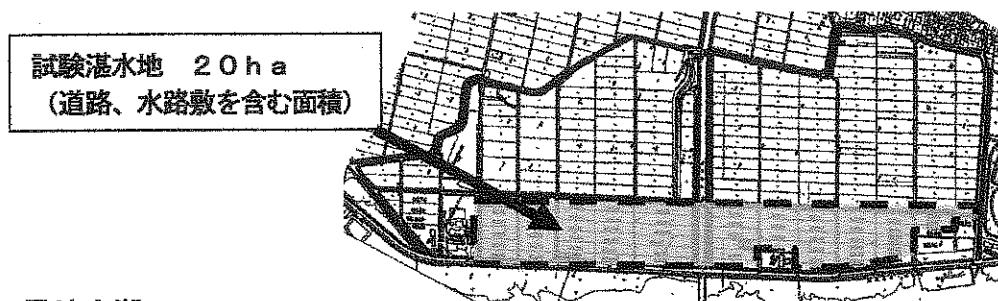


内湖再生検討事業(早崎内湖再生事業)について

○早崎内湖再生への経過等

昭和38～45年	早崎内湖干拓事業
平成13年11月	干拓農地86haのうち、20haで試験湛水を開始
平成14～19年	早崎内湖再生協議会やNPOが「夏休み観察会」などを開催
平成17年12月	早崎内湖再生計画検討委員会を設置
平成19年3月	早崎内湖再生計画案を策定
平成19年6月	環境・農水常任委員会に同計画案を報告
平成20年度～	早崎内湖再生計画案をもとに実現可能な実施計画の策定を目指す



○かつての早崎内湖

早崎内湖は、もとより湧水に恵まれた土地で、かつては固有種ゲンゴロウブナの琵琶湖最大の産卵場であり、ネジレモ・イバラモなどの貴重な植物が生育するなど、琵琶湖の中でもとりわけ質の高い生態系を有していた。

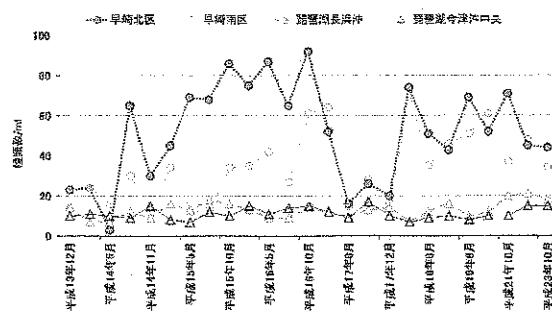
○これまでの試験湛水での成果

◇生物環境モニタリング調査(植物、鳥類、水生動物、プランクトン等)の結果、極めて良好な生息環境が再生(H21年度までの成果)

- ・植物：確認した植物の種数は、延べ413種。多くの貴重植物の出現
- ・鳥類：延べ111種確認。コハクチョウは約400羽を確認
- ・魚類：延べ23種確認。このうち在来種は19種、外来種は4種を確認

◇特に、フナやコイが北区と南区で、モツゴ、ドジョウが南区で稚魚あるいは幼魚が確認され、繁殖利用していることが示唆される。また、柵門設置後には、北区で魚種数が増加し、フナ類が多く採捕されている

◇さらに、ニゴロブナ等の温水性魚類のエサとなるミジンコなどのプランクトンの現存量(種類や量)が豊富であることが確認でき、内湖再生による水産資源の回復が期待できる

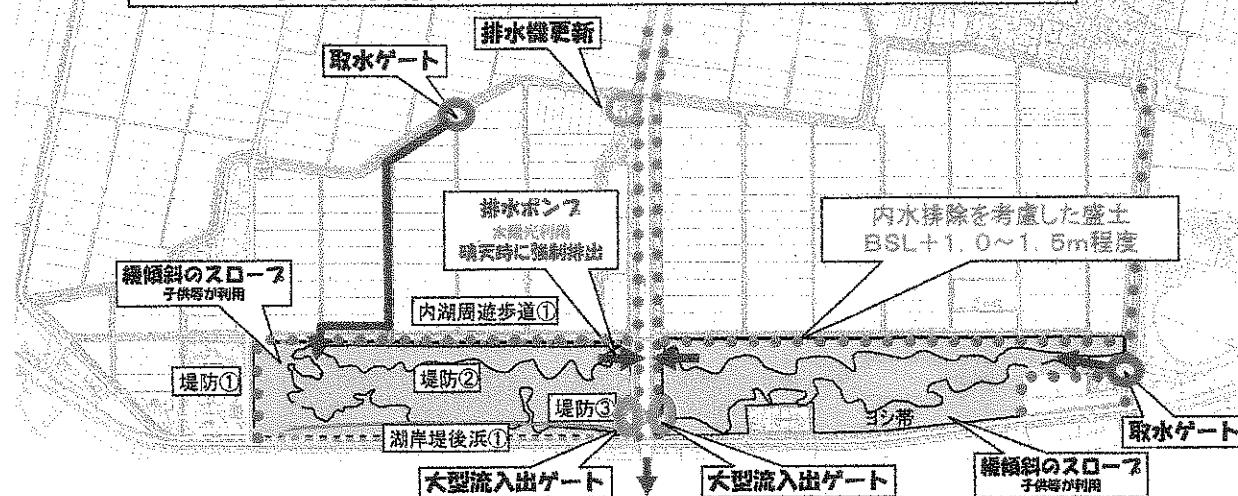


○早崎内湖再生の進め方

- ・これまで地元・地権者のご理解とご協力を得ながら、干拓地全体(86ha)の内湖再生を検討。
- ・しかしながら、財政上、生態系の保全・再生上、法制度上の課題もあり、昨年3月地元に、試験湛水区域(20ha)の内湖再生で進めることを提案。
- ・以後、早崎内湖再生協議会や地元役員との協議を重ねるとともに、地元自治会(早崎・益田・下益田・安養寺・海老江・延勝寺)への説明や早崎内湖土地改良区の組合員を対象とした説明会などを開催し、20haを対象とした内湖再生で進める方針で、基本的に了解が得られた。
- ・以上から、今後は、20haを対象とした内湖再生を地元との調整を図りながら、別紙「事業の進め方とスケジュール」のとおり、進めていくこととした。

○事業の進め方とスケジュール

早崎内湖再生 20ha完成形 素案



○ 20haの内湖再生について

- ・早崎内湖再生について、試験湛水区域を対象とした実施計画（事業の目標、実施手法の検討や維持管理計画など）を地元の理解と協力ならびに国等の支援を得ながら検討し、議会の承認もいただいた上で、自然再生力を最大限に活用し、順応的管理を用いて段階的に内湖再生工事を実施していく予定

○ 排水ポンプの更新について

- ・残った農地（66ha）に係る排水ポンプは、地元から採択申請をされ、農水補助事業を使って実施される予定
- ・内湖再生整備が完了するまで、これまでと同様の干拓地全体での水管理を行う必要があり、干拓地排水施設の使用やポンプ更新の合併施工を含め、内湖再生事業として合理的で経済的な手法で実施していく予定

○ 軟弱田への客土について

- ・軟弱田への客土について、関係機関との調整を行い、公共残土を有効に活用して進めていく予定

早崎内湖再生のスケジュールについて(案)

	年 度												備考			
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
1. 実施計画等																
用地測量																
基本設計																
自然再生実施計画																
実施設計																
2. 用地買収（先行取得）																
※ 用地買収（5年程度で再取得予定）																
3. 工事、モニタリング																
4. 附帯工事																
1)排水ポンプ整備																
2)客土工事																

○地元等への説明、調整経過

平成23年3月18日 早崎内湖再生協議会

- ・県より20haの内湖再生で進めることを提案

平成23年6月8日 環境農水常任委員会への説明

- ・20haの内湖再生で進めたいとの県の方針について説明

平成23年7月15日 早崎内湖再生協議会 総会

- ・再度、20haの内湖再生で進めることを提案

平成23年9月21日 早崎内湖再生協議会、各自治会より要望

- ・約束どおり、干拓地全体(86ha)の内湖再生を要望される一方、20haの内湖再生を受け入れる検討条件として主に排水ポンプの更新と湿田となった区域の客土について要望が出された

平成23年11月15日～12月3日 各自治会(5箇所)にて説明会開催

平成23年12月14日 早崎内湖再生協議会役員会にて総括

平成24年1月13日 地権者への説明会

- ・早崎内湖再生については、県が提示した20haによる内湖再生で進める
- ・排水ポンプの更新を早期に対応する
- ・軟弱田への客土の協力についても早期に対応する

以上の3点を基本的にセットで進めていくことで了解して頂いた。

平成24年2月7日 土地改良区理事会・早崎内湖再生協議会の開催

- ・用地に関する協議調整は、新たに設置された早崎内湖推進委員会を窓口とする。
- ・ポンプの更新および軟弱田の客土は、早崎内湖土地改良区理事会で協議調整されることとなった。

